

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。軽自動車税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報類後管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取扱う。 ①自治体内に定置場を持つ軽自動車の車両情報を受け、課税台帳へ登録合わせて原動機付自転車等の所有者と使用者の管理。 ②当初課税による納税通知書の発行、発送。 ③原付等のナンバープレートと標識交付証明書の発行。 ④納税義務者からの減免申請による軽自動車税の減免決定。 ⑤転入者の保有する車両が定置場の変更手続をしていない場合の当該車両を課税している市町村への異動の通知。 ⑥必要に応じた納税証明書の発行
③システムの名称	軽自動車税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバー・団体内統合宛名システム ・地方税ポータルシステム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務財政部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務財政部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5063 市民文化部地域サービス室 519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1 0595-96-1212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託契約書において、特定個人情報の取扱いに係る事項を定めており、特定個人情報の保護について委託事業者に対し、目的外利用の制限、漏洩の禁止をはじめとした厳格な運用を求めるとともに当該委託事務に係る作業責任者等について書面により報告を受けることになっている。また、利用した特定個人情報の廃棄の方法についても詳細に定めていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	軽自動車税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 軽自動車税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事前	
平成29年7月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	所属長 伊藤 正	所属長 丸本 敏文	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月10日	II しいい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年 3月31日	平成29年 3月31日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月10日	II しいい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年 3月31日	平成29年 3月31日	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年6月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	①財務部税務室 ②室長 丸本 敏文	①総合政策部税務課 ②税務課長	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂	企画政策部総務法制室	総合政策部総務課	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取	財務部税務室	総合政策部税務課	事後	
平成30年6月22日	II しいい値判断項目 1 対象人数	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日	事後	
平成30年6月22日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	平成29年 3月31日	平成30年 3月31日	事後	
平成30年6月22日	I-1-③ システム名称	軽自動車税システム	軽自動車税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年5月27日	II しいい値判断項目 1 対象人数	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	事後	
令和1年5月27日	IVリスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和1年5月27日	I-1-③ システム名称	軽自動車税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	軽自動車税システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム、eltax	事後	
令和2年5月19日	II しいい値判断項目 1 対象人数	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	
令和2年5月19日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	平成31年 3月31日	令和2年 3月31日	事後	
令和3年6月4日	II しいい値判断項目 1 対象人数	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	
令和3年6月4日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	令和2年 3月31日	令和3年 3月31日	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	総合政策部税務課	総務財政部税務課	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	総務財政部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	総合政策部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	総務財政部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	事後	
令和5年6月10日	II しいい値判断項目 1 対象者数	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	事後	
令和5年6月10日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	事後	
令和6年7月10日	II しいい値判断項目 1 対象者数	令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	事後	
令和6年7月10日	II しいい値判断項目 2 取扱者数	令和5年 3月31日	令和6年 3月31日	事後	
令和7年5月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	軽自動車税 課税情報の管理	軽自動車税関係事務	事後	
令和7年5月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	軽自動車税に関する車両情報、課税情報を管理し、年1回納税通知書を発送し、税金を徴収する。また、申請事由に応じて、課税の減免対応を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事後	
令和7年5月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一の16の項	番号法第9条第1項別表24の項	事後	
令和7年5月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8号別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和7年5月24日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年5月24日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和8年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	総務財政部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5063	総務財政部税務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5063 市民文化部地域サービス室 519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1	事後	
令和8年6月22日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	
令和8年6月22日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年3月31日時点	令和8年3月31日時点	事後	
令和8年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルをトラ	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取扱う。 ①自治体内に定置場を持つ軽自動車の車両情報を受け、課税台帳へ登録、合わせて原動機付自転車等の所有者と使用者の管理。 ②当初課税による税額の発行、発送。 ③原付等のナンバープレートと標識交付証明書の発行。 ④納税義務者からの減免申請による軽自動車税の減免決定。 ⑤転入者の保有する車両が定置場の変更をしない場合の他市町村への通知。 ⑥必要に応じた納税証明書の発行。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取扱う。 ①自治体内に定置場を持つ軽自動車の車両情報を受け、課税台帳へ登録、合わせて原動機付自転車等の所有者と使用者の管理。 ②当初課税による税額の発行、発送。 ③原付等のナンバープレートと標識交付証明書の発行。 ④納税義務者からの減免申請による軽自動車税の減免決定。 ⑤転入者の保有する車両が定置場の変更手続きをしていない場合の当該車両を課税している市町村への異動通知。 ⑥必要に応じた納税証明書の発行。	事後	